令和５年４月定例教育委員会
議案説明資料

報告	４件
議案	２件
計	６件

番号	報告第３号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	人事異動の専決処分の承認を求めることについて		
説明	（趣旨及び内容） 令和５年３月３１日付け及び４月１日付けで教育委員会事務局職員の人事異動を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和５年３月３１日、４月１日		

番号	報告第４号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	（趣旨及び内容） 「個人情報の保護に関する法律」の改正及び「松原市個人情報保護条例」の廃止に伴い、松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規定について、所要の改正を行うものです。 なお、「松原市個人情報保護条例」が令和５年４月１日をもって廃止されることとなり、「松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程」を令和５年４月１日付けで改正する必要が生じたため、専決処分するものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和５年４月１日		

松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
○松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程	○松原市立公民館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程
平成28年５月27日教委規程第２号	平成28年５月27日教委規程第２号
（画像等を外部に提供する場合の留意事項） 第６条　管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定に該当することにより、画像等を外部に提供する場合には、あらかじめ提供を求める相手方から身分証明書等の提示を求め本人確認を行うとともに、必要に応じ同法第70条又は第72条の規定を適用する等厳格な運用を行わなければならない。	（画像等を外部に提供する場合の留意事項） 第６条　管理責任者は、松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第８条第１項ただし書の規定に該当することにより、画像等を外部に提供する場合には、あらかじめ提供を求める相手方から身分証明書等の提示を求め本人確認を行うとともに、必要に応じ同条第２項の規定を適用する等厳格な運用を行わなければならない。

番号	報告第５号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	（趣旨及び内容） 「個人情報の保護に関する法律」の改正及び「松原市個人情報保護条例」の廃止に伴い、松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規定について、所要の改正を行うもの。 なお、「松原市個人情報保護条例」が令和５年４月１日をもって廃止されることとなり、「松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程」を令和５年４月１日付けで改正する必要が生じたため、専決処分するものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和５年４月１日		

松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
○松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程	○松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程
平成26年６月13日教委規程第３号	平成26年６月13日教委規程第３号
（画像等を外部に提供する場合の留意事項） 第６条　管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定に該当することにより、画像等を外部に提供する場合には、あらかじめ提供を求める相手方から身分証明書等の提示を求め本人確認を行うとともに、必要に応じ同法第70条又は第72条の規定を適用する等厳格な運用を行わなければならない。	（画像等を外部に提供する場合の留意事項） 第６条　管理責任者は、松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第８条第１項ただし書の規定に該当することにより、画像等を外部に提供する場合には、あらかじめ提供を求める相手方から身分証明書等の提示を求め本人確認を行うとともに、必要に応じ同条第２項の規定を適用する等厳格な運用を行わなければならない。

番号	報告第６号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	（趣旨及び内容） 「個人情報の保護に関する法律」の改正及び「松原市個人情報保護条例」の廃止に伴い、松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規定について、所要の改正を行うもの。 なお、「松原市個人情報保護条例」が令和５年４月１日をもって廃止されることとなり、「松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程」を令和５年４月１日付けで改正する必要が生じたため、専決処分するものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和５年４月１日		

松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
○松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程	○松原市少年自然の家に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程
令和４年７月１日教委規程第１号	令和４年７月１日教委規程第１号
（画像等を外部に提供する場合の留意事項） 第６条　管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定に該当することにより、画像等を外部に提供する場合には、あらかじめ提供を求める相手方から身分証明書等の提示を求め本人確認を行うとともに、必要に応じ同法第70条又は第72条の規定を適用する等厳格な運用を行わなければならない。	（画像等を外部に提供する場合の留意事項） 第６条　管理責任者は、松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第８条第１項ただし書の規定に該当することにより、画像等を外部に提供する場合には、あらかじめ提供を求める相手方から身分証明書等の提示を求め本人確認を行うとともに、必要に応じ同条第２項の規定を適用する等厳格な運用を行わなければならない。

番号	議案第８号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱及び任命について		
説明	松原市教育振興基本計画（後期計画）の計画期間が令和５年度で終了するに当たり、松原市教育振興基本計画策定委員会におきまして、令和６年度からを計画期間とする第２期松原市教育振興基本計画を審議しております。 委員会の委員の内、学校関係者、市職員の退職に伴い２名の欠員が生じたため、新たに任命をするものです。 任期は任命の日から令和６年３月３１日までです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市教育振興基本計画策定委員会　委員名簿

任期：令和６年３月３１日まで

	ふりがな 氏　　名	役職または所属	選任区分	備　考
1	にしい　かつやす 西井　克泰	武庫川女子大学　名誉教授	学識経験を有する者	
2	わかつき　けん 若槻　健	関西大学文学部　教授		
3	にしだ　たかし 西田　孝司	松原市社会教育委員　委員長	社会教育関係者	
4	まえだ　まさひと 前田　正人	松原市地域教育協議会　会長		
5	たさき　ゆか 田崎　由佳	NPO法人やんちゃまファミリーwith 理事長	教育委員会が特に 必要と認める者	
6	だいぶ 大部　ひろみ	就学前児の保護者	学校教育関係者	
7	きただ　みき 北田　未来	小学生の保護者		
8	しげふじ　かつみ 重藤　克己	中学生の保護者		
9	のざき　りょうすけ 野﨑　龍介	松原第三中学校長		
10	おかばやし　みき 岡林　美紀	三宅小学校長		
11	ながの　ゆか 長野　友香	四つ葉幼稚園長		
12	おかもと　ひろふみ 岡本　博文	松原市教育委員会事務局教育総務部長	市職員	

番号	議案第９号	担当	学校教育部　教育推進課
議案名	令和６年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について		
説明	令和６年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定において、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第３条に基づき、令和６年度から松原市立義務教育諸学校（小学校）において使用する教科用図書の採択に関して、調査及び研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問するもの。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		